

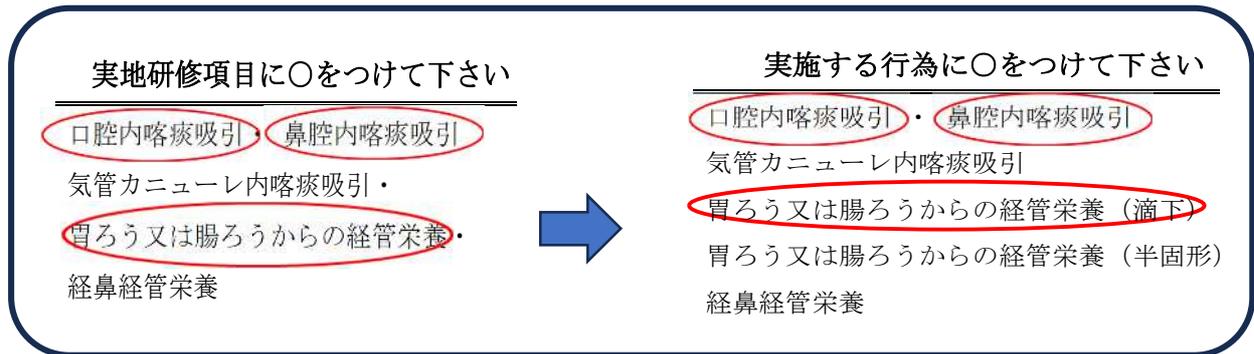
## 令和6年度喀痰吸引等研修の様式の変更について（令和6年4月1日より）

### 1. 『胃ろう又は腸ろうからの経管栄養』の栄養剤（滴下・半固形）の別について

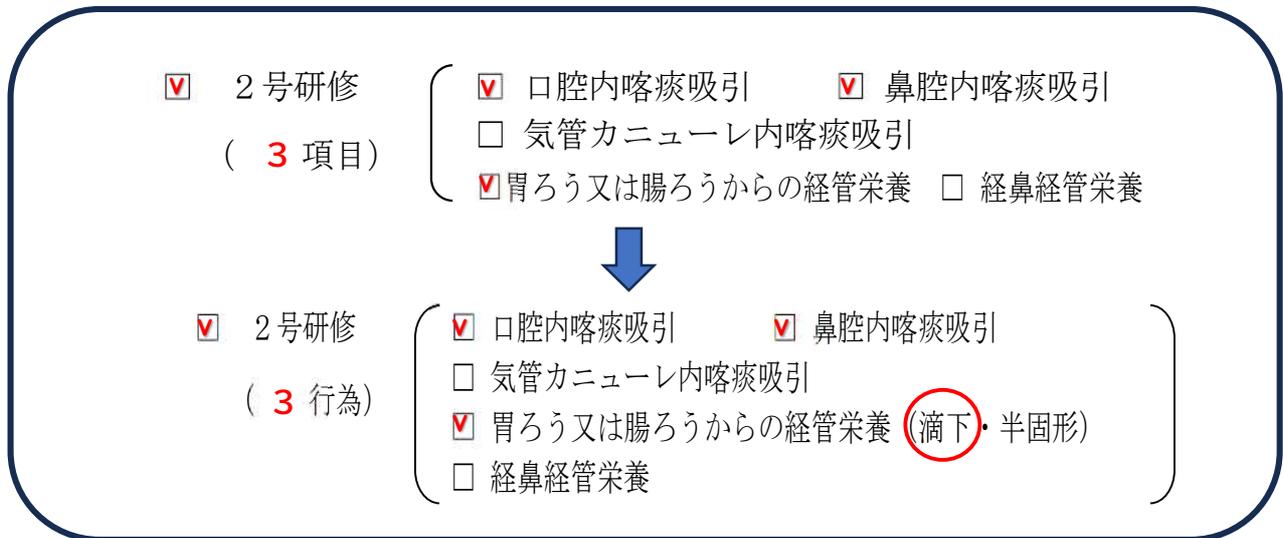
下記の書類につきまして、『胃ろう又は腸ろうからの経管栄養』の栄養剤（滴下・半固形の別）を明確に記入していただくことになります。

なお、「滴下」、「半固形」両方を実地研修で行う場合は、2行為となります。

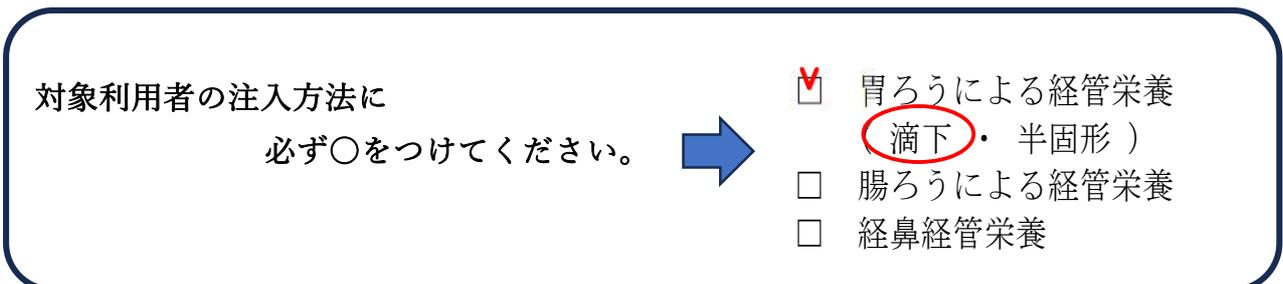
#### 【実地研修申込書】3行為（口腔内吸引、鼻腔内吸引、胃ろう（滴下）の場合）



#### 【実地研修計画書】3行為（口腔内吸引、鼻腔内吸引、胃ろう（滴下）の場合）



#### 【包括指示書】胃ろう（滴下）の場合



※研修修了時の修了証明書の記載は次のとおりになります。

【研修修了後の修了証明書】胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の滴下・半固形の別

<実地研修を修了した行為>

- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下)
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形)

## 2. 実地研修で使用する様式の変更について

総合評価票が新しい様式（実地研修実施報告書）へ変わり、指導者評価票の様式も一部変更になります。記入の仕方につきましては、お手数ですが、記入例をご参照ください。新しい様式・記入例は、「山形県老施協」のホームページに掲載してあります。

<主な変更点>

- ①総合評価票→実施報告書
- ②指導者評価票の表紙削除
- ③指導者評価票の実施日ごとに指導看護師の捺印またはサイン

※お願い※

指導者評価票のケアの対象者について、同意の得られた利用者様で研修が実施されているかを確認するため、氏名またはイニシャルの明記を改めてお願いします。

## 3. その他

各提出書類の変更は、令和6年4月1日からになります。

令和5年度以前に研修を開始している受講生の方で、すでに(旧)評価票に記入している場合は、従前の様式を使用させていただいて構いません。ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡をお願いします。

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会	担当：鈴木・後藤
〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31	
TEL:023-623-2650	FAX:023-616-5570